

凡 例

記号	名 称
○○○	事業実施想定区域
-----	都県界
- - - - -	市区界

環境保全すべき施設

★ 図書館



1:62,500

0 1000 2000 3000 4000 5000

出典：「平成28年度教育便覧」（平成29年3月現在、千葉県ホームページ）

図 3.2-8(11) 事業実施想定区域及びその周囲で環境保全への配慮を要する施設<図書館>



### 3.2.6 下水道の整備の状況

事業実施想定区域及びその周囲は、図 3.2-10 に示すとおり、江戸川左岸流域下水道全体計画区域及び手賀沼流域下水道全体計画区域、印旛沼流域下水道全体計画区域に属しています。

事業実施想定区域及びその周囲における 8 自治体の下水道普及率は、表 3.2-12 に示すとおり約 59%～92% 程度となっています。

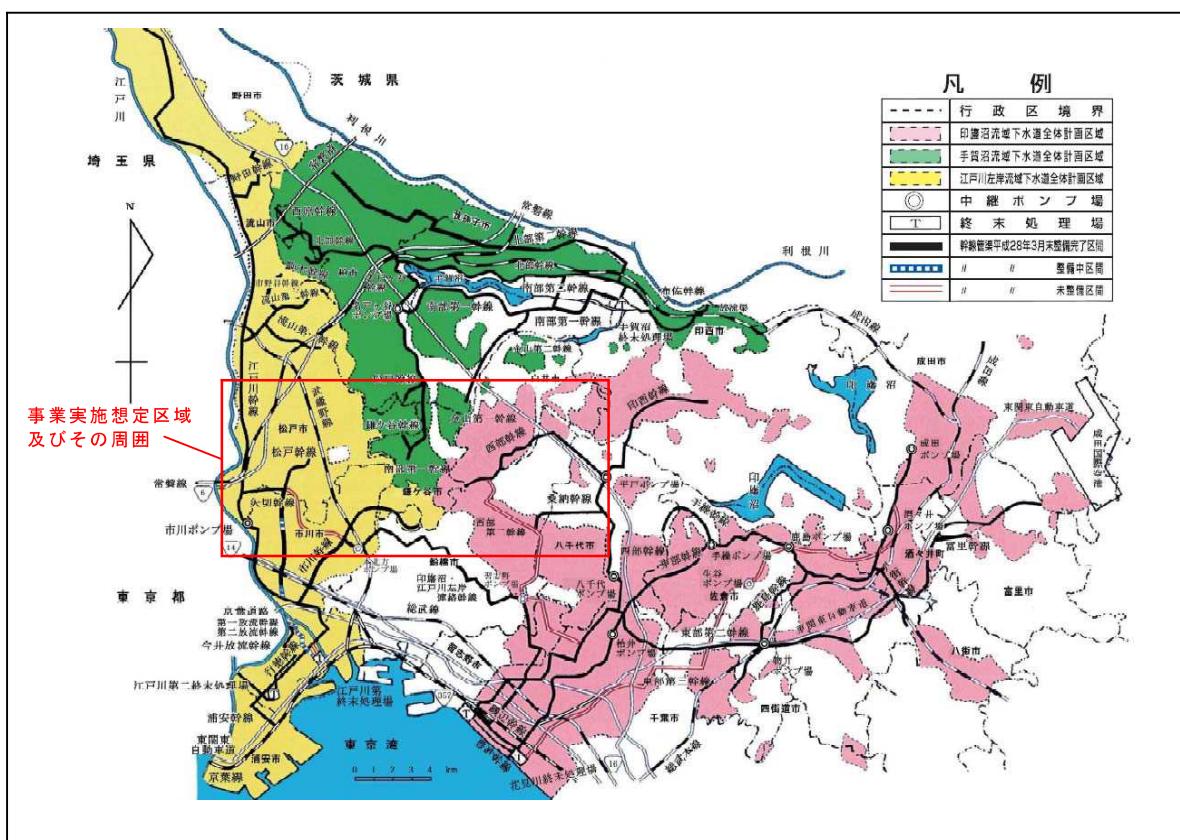
表 3.2-12 下水道の整備の状況

市名	行政区域		全体計画面積 (ha)	整備面積 (ha)	処理人口 (千人)	整備率 (面積比%)	普及率 (人口比%)
	面積 <sup>注1)</sup> (ha)	人口 <sup>注2)</sup> (千人)					
市川市	(5,745)	474.3	5,225	2,185	335.7	41.8	70.8
船橋市	8,562	624.4	7,110	4,316	506.0	60.7	81.0
松戸市	6,138	487.9	5,720	3,810	407.7	66.6	83.6
柏市	11,474	406.8	7,360	4,521	363.2	61.4	89.3
八千代市	5,139	194.4	2,861	1,876	178.4	65.6	91.7
鎌ヶ谷市	2,108	109.6	1,732	620	64.7	35.8	59.0
印西市	12,379	93.5	2,952	1,763	75.7	59.7	80.9
白井市	3,548	62.8	1,791	995	52.9	55.6	84.2

注1) 行政区域面積は国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町別面積調」による平成26年10月1日現在の数値です。また、( )は境界未定の地域のため推計面積です。

注2) 人口は総務省「住民基本台帳人口要覧」による平成27年3月31日現在の数値です。

出典：「千葉県統計年鑑（平成27年）」（更新日：平成29年3月9日、千葉県ホームページ）



出典：「流域下水道計画図(平成28年3月末現在)」（更新日：平成29年3月2日、千葉県ホームページ）

図 3.2-10 流域下水道計画図

### 3.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象にかかる規制の内容その他の状況

#### 1) 都市計画法第八条第1項第1号の規定により定められた用途地域

事業実施想定区域及びその周囲における8自治体の「都市計画法」に基づく市街化区域、市街化調整区域及び用途地域の指定状況は、表3.2-4及び図3.2-3に示すとおりです。

事業実施想定区域及びその周囲においては、主に市街化調整区域、主に第一種低層住居専用地域や第一種住居地域となっています。

#### 2) 環境基本法第十七条の規定により策定された公害防止計画の策定の状況

千葉県では、「環境基本法」に基づき平成29年3月28日に「千葉地域公害防止計画」を作成しました。本計画の第3章の「千葉地域公害防止対策事業計画」は、地方公共団体等が実施する公害防止対策事業等に関する計画で、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第2条の2第1項に基づき、国の財政上の特別措置を受けることとしています。主要課題を、<1>印旛沼、手賀沼の水質汚濁、<2>東京湾の水質汚濁、<3>地下水汚染として、これらの環境基準の達成等を目標としています。事業実施想定区域及びその周囲における8自治体は、いずれも対象地域になっています。

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とされています。

#### 3) 大気汚染防止法第五条の二第1項の規定により定められた指定地域

事業実施想定区域及びその周囲においては、市川市、船橋市及び松戸市が、「大気汚染防止法」に基づく硫黄酸化物の総量規制地域として定められています。なお、窒素酸化物の総量規制地域は存在しません。

#### 4) 自動車から排出される窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第六条第1項及び第八条第1項の規定により定められた窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域

事業実施想定区域及びその周囲においては、印西市を除く7市は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(以下、「自動車NOx・PM法」という。)の対策地域に含まれます。

「自動車NOx・PM法」では、対策地域内において表3.2-13に示す排出基準を満たさない車両については、新車の登録を行うことができず、使用過程車は猶予期間経過後に登録更新することができないとされています。また、30台以上の自動車を有する事業者は、自動車使用管理計画書の提出が義務付けられています。

表 3.2-13 自動車NOx・PM法に係る排出基準

車種	排出基準		
ディーゼル乗用車	NOx : 0.48g/km (昭和53年規制ガソリン車並) PM : 0.055g/km		
バス・トラック等 (ディーゼル車・ ガソリン車・ LPG車)	車両 総 重 量 区 分	1.7t以下	NOx : 0.48g/km (昭和63年規制ガソリン車並) PM : 0.055g/km
		1.7t超 2.5t以下	NOx : 0.63g/km (平成6年規制ガソリン車並) PM : 0.06g/km
		2.5t超 3.5t以下	NOx : 5.9g/kWh (平成7年規制ガソリン車並) PM : 0.175g/kWh
		3.5t超	NOx : 5.9g/kWh (平成10年、平成11年規制ディーゼル車並) PM : 0.49g/kWh (平成10年、平成11年規制ディーゼル車並)

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則  
平成4年12月1日 総理府令第53号

5) 幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第1項の規定により指定された沿道整備道路

「幹線道路の沿道の整備に関する法律」では、道路交通騒音による障害の防止と沿道の適正な土地利用の促進を図るために、沿道整備道路を指定しています。事業実施想定区域及びその周囲においては、沿道整備道路が存在しません。

6) 環境基本法第十六条第1項の規定により定められた環境基準

(1) 大気汚染

「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準は表 3.2-14 に、ベンゼン等に係る環境基準は表 3.2-15 に、微小粒子状物質に係る環境基準は表 3.2-16 に示すとおりです。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類に係る環境基準は表 3.2-17 に示すとおりです。

表 3.2-14 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。 ※県目標は1日平均値の98%が、0.04ppm以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

大気の汚染に係る環境基準について 昭和48年5月8日 環境庁告示25号

二酸化窒素に係る環境基準について 昭和53年7月11日 環境庁告示38号

注1)環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

注2)二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

注3)浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10 μ m以下のものをいう。

注4)光化学オキシダントとは、オゾン、ペーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

表 3.2-15 ベンゼン等に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法

ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について 平成9年2月4日 環境庁告示4号

注1) 環境基準は、上記の表の物質の欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。

注2) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

表 3.2-16 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について 平成21年9月9日 環境省告示33号

注1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

注2) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

表 3.2-17 ダイオキシン類に係る環境基準

基準値	測定方法
0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係わる環境基準について

平成11年12月27日環境庁告示第68号

注1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

注2) 基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注3) 基準値は年間平均値とする。

## (2) 水質汚濁

人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)は、表 3.2-18 に示すとおりです。生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)は、水域別に設定されており、河川に係る環境基準は表 3.2-19(1)～(2)に示すとおりです。

事業実施想定区域の西端と交差している国分川は、E 類型及び生物 B 類型に指定されています。中央で交差している大津川は、C 類型及び生物 B 類型に指定されています。東側で交差している神崎川は、A 類型及び生物 B 類型に指定されています。

水質及び水底の底質のダイオキシン類に係る環境基準は表 3.2-20 に示すとおりです。また地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3.2-21 に示すとおりです。

表 3.2-18 人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法又は規格38.1.2及び38.5に定める方法
鉛	0.01mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/L以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	規格0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	規格0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	規格0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	規格0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	規格0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	規格0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	規格0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	規格0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	規格0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格67.2又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふつ素	0.8mg/L以下	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1(c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表7に掲げる方法

水質汚濁に係る環境基準について 昭和46年12月28日 環境庁告示第59号

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

表 3.2-19(1) 生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目(河川))

項目 類型	利用目的の適用性	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A A	水道 1 級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以 下
A	水道 2 級 水産 1 級水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以 下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以 下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないとこと。	2mg/L 以上	—

水質汚濁に係る環境基準について 昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号

注 1) 基準値は、日間平均値とする。

注 2) 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

注 3) 「利用目的の適応性」の詳細は、以下に示すとおりである。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 3.2-19(2) 生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目(河川))

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼン スルホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以 下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

水質汚濁に係る環境基準について 昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号

注) 基準値は、年間平均値とする。